

【新規予備格付け】第3回オリックスビジネスパートナーズCLO**(中小公庫第6回保証型)****信託受益権 優先受益権：AAA**

格付投資情報センター(R&I)は、上記の予備格付けを公表しました。

なお、この予備格付けは11月26日時点の情報をもとに作成しており、最終的な裏付け資産などを確認した後、改めて格付けします。

【案件の概要】

本件は、オリックスが募集し、中小企業金融公庫が70%の部分保証を付した中小企業向け貸付債権を裏付け資産とする優先受益権に予備格付けを付与している。本証券化取引は、中小企業金融公庫による中小企業向け貸付債権の保証型証券化案件である。

【格付け対象】

発行者	オリックス信託銀行
受益権名称	優先受益権
発行金額	優先受益権：2,800百万円
通貨	日本円
クーポン・タイプ	固定
信託設定日	2007年12月14日
予定償還期日	2010年12月30日
最終償還期日	2011年12月30日
償還方法	優先受益権：2008年3月31日以降3カ月ごとのコントロールド・アモチゼーション（早期償還事由発生後月次パススルー償還）
裏付け資産	オリックスが貸付を行った中小企業金融公庫による70%の部分保証の付された貸付債権
アレンジャー	オリックス
信託受託者	オリックス信託銀行
オリジネーター	オリックス
プライマリー・サービサー	オリックス
スペシャル・サービサー	オリックス債権回収
信用補完等	中小企業金融公庫保証、優先劣後構造、現金準備
劣後比率	11.8%
予備格付け	AAA
備考	予備格付けは信託終了日までに優先受益権の元本が全額支払われ、期日通りに配当される可能性を評価している。

【案件の仕組み】

- オリックスは、オリックス信託銀行との信託契約に基づき2007年12月14日に中小企業金融公庫の部分保証付貸付債権(保証付貸付債権)をオリックス信託銀行に信託設定する。信託設定に際しては、動産・債権譲渡特例法に基づく譲渡登記により、第三者対抗要件を具備する。また、信託設定時に民法第467条に基づく通知を債務者に行い、債務者対抗要件を具備する。
- オリックス信託銀行は、受益権を優先受益権および劣後受益権に分割する。オリックスはこれらの受益権を取得し、優先受益権を投資家に譲渡し、劣後受益権を保有する。

●お問い合わせ先 **株式会社 格付投資情報センター** ストラクチャード・ファイナンス本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

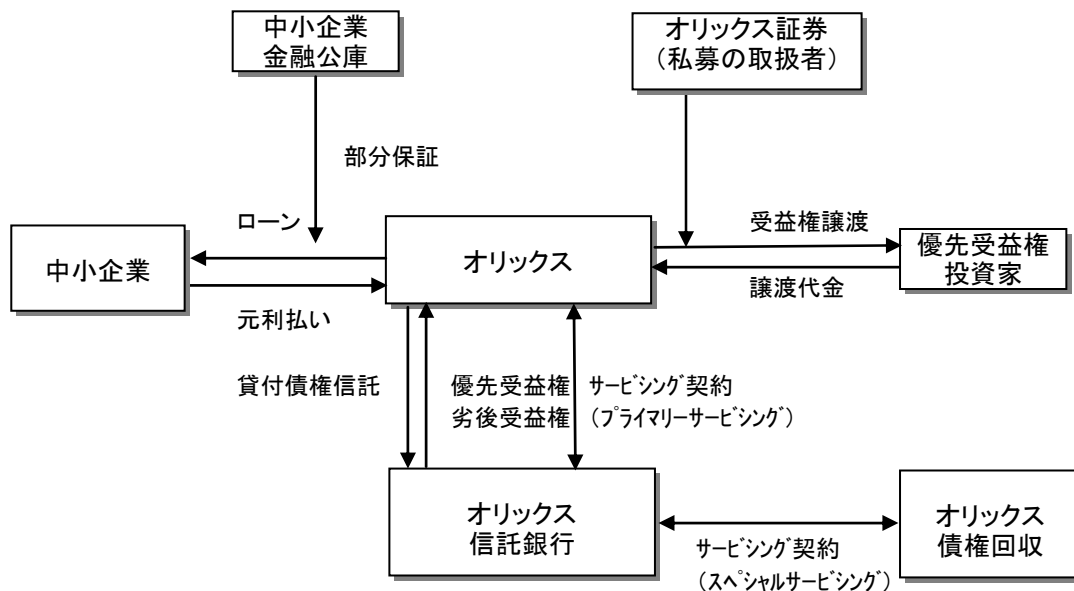
格付けは、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務(債券やローンなど)の支払いの確実性(信用力)に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券やコマーシャルペーパーなどの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはいません。格付けは原則として発行者から対価を受領して実施したものです。

- (3) オリックスはサービサーとして期中に保証付貸付債権の回収を代行し、毎月オリックス信託銀行に回収金を引き渡す。
- (4) オリックスは、デフォルトした貸付債権の中小企業金融公庫による保証部分（70%）について保証履行請求をする。
- (5) オリックス債権回収は、スペシャル・サービサー移管事由が発生した債権について回収を行う。
- (6) オリックス信託銀行は信託契約に定める規定に従い、2008年3月31日以降の計算期日（3カ月ごと）に、優先受益権の配当の支払いおよび元本償還をする。早期償還事由（注1）が発生した場合は、償還方法を月次パススルー方式に変更し、優先受益権に償還する。

（注1）早期償還事由の主なものは以下のもの。

- ・優先受益権について予定元本償還額を支払えない場合
- ・当初劣後比率を下回ったとき

【スキーム図】



【格付け理由】

以下の点を総合的に勘案し、優先受益権について、AAAの予備格付けを付与した。

(1)信用補完構造

各回収金引渡日にオリックス信託銀行に引き渡される回収金のうち、元本回収金相当額は元本回収金勘定に積み立てられる。各計算期日における受益権元本の償還は、元本回収金勘定から、優先受益権の予定償還額を償還する仕組みとなっている。

優先受益権および劣後受益権のトランシングに際して、プールの信用力を評価するにあたり、個別債務者のCRD（Credit Risk Database=中小企業信用リスク情報データベース）が提供するスコアリングモデル（CRDモデル）（注3）に基づき算出されたデフォルト確率、RDBモデル（注4）のデフォルト確率、R&Iが格付けした過去の証券化案件およびオリックスビジネスパートナーズローンのヒストリカルデータなどを参考にして分析を行った。

本件の債務者数は97社と100社を下回っていたため、少数プールアプローチで分析を行った（中堅・中小企業CDOの分析手法については（注5）記載のレポートを参照）。

●お問い合わせ先 **株式会社 格付投資情報センター** ストラクチャード・ファイナンス本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

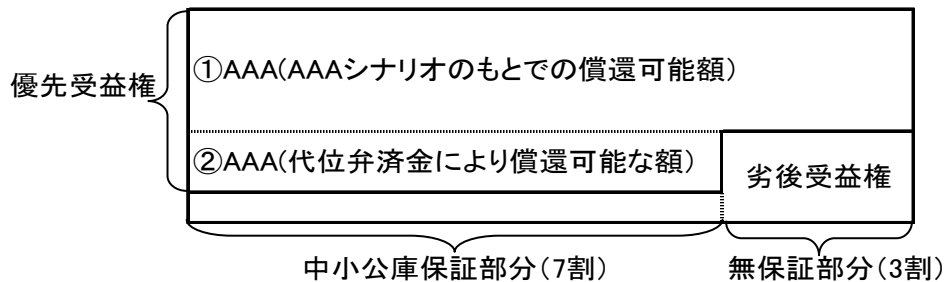
格付けは、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務（債券やローンなど）の支払いの確実性（信用力）に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券やコマーシャルペーパーなどの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはいません。格付けは原則として発行者から対価を受領して実施したものです。

少数プールアプローチでは、CRDモデルに基づき算出されたデフォルト確率、RDBモデルのデフォルト確率およびヒストリカルデータなどをもとにR&Iで個別債務者のPDを判断した後、少数プールの信用補完水準の決定に用いているR&I Tranche Pad（注6）の中小企業用改訂版を使用し、業種などの相関関係を考慮に入れながら信用補完水準を決定している。なお、最終的な信用補完水準は、個別債務者の特性も勘案し決定している。

優先受益権は優先劣後構造によって信用補完がなされている。R&Iでは、保証付貸付債権からの回収金、中小企業金融公庫からの代位弁済金、デフォルト発生から代位弁済金入金までのスケジュール、期中のエクセス・スプレッドおよびウォーターフォールなどを勘案した上で、優先受益権（プール総額の約88%）についてAAAを付与することに問題ないことを確認した。優先受益権の予定元本償還額はAAAシナリオのもとでの元本償還額（格付けイメージ図の①）およびAAAシナリオのデフォルトが発生したとしても代位弁済金の入金により返済可能な額（格付けイメージ図の②）を参考に設定している。

本件では、優先受益権の予定元本償還額が支払えない場合、早期償還事由に該当し、早期償還に該当すると償還方法が月次パススルー償還となる仕組みとなっている。

<格付けイメージ図>



<保証付貸付債権の元本返済スケジュール>

元本返済期日	保証付貸付債権の予定元本返済額
2007年12月～2010年10月 各月20日 (当該返済期日が営業日でない場合には、翌営業日)	88,222,160円
2010年11月20日	88,224,400円

<優先受益権の元本償還スケジュール>

元本償還期日	優先受益権の 予定元本償還額
2008年3月31日	237.6百万円
2008年6月30日	237.6百万円
2008年9月30日	237.6百万円
2008年12月30日	237.6百万円
2009年3月31日	235.2百万円
2009年6月30日	235.2百万円
2009年9月30日	235.2百万円
2009年12月30日	235.2百万円
2010年3月31日	229.6百万円
2010年6月30日	226.4百万円
2010年9月30日	226.4百万円
2010年12月30日	226.4百万円

●お問い合わせ先 **株式会社 格付投資情報センター** ストラクチャード・ファイナンス本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

格付けは、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務(債券やローンなど)の支払いの確実性(信用力)に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券やコマーシャルペーパーなどの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはいません。格付けは原則として発行者から対価を受領して実施したものです。

(注3) CRD (Credit Risk Database=中小企業信用リスク情報データベース)：中小企業の資金調達環境を改善するため、金融機関や投資家が中小企業の信用リスクを信頼性の高い財務指標に基づいて定量的評価することを企図して、経済産業省・中小企業庁が主導して2001年3月に構築した情報インフラ。2007年11月26日時点で、全国52の信用保証協会および140の政府系・民間金融機関会員などの合計204機関が参加している(それ以外に、商工団体など「中小企業経営支援サービス」の利用先が270機関ある)。会員が有する取引先中小企業(信用保証協会の場合は、金融機関から協会に持ち込まれて信用保証を行った先)の財務データ・非財務データおよびデフォルトデータについて情報を収集し①統計情報サービス②スコアリングサービス③サンプルデータサービス——を提供している。表中の数値はCRDが提供するスコアリングモデルに基づき算出された、決算後1年以内の「デフォルト確率」である。なお本モデルでの「デフォルト」の定義は、3カ月超の延滞、実質破たん・破たんおよび信用保証協会による代位弁済である。(有限責任中間法人CRD協会のウェブサイトは<http://www.crd-office.net/CRD/index2.htm>)

(注4) RDBモデル：日本の中小零細企業を対象とする日本リスク・データ・バンク(*)の開発による信用リスク評価モデル。金融機関・地方公共団体を除く全業種、非上場企業に対応する。モデルは、日本リスク・データ・バンクの会員から抽出されたデータを基礎として、構築している。顧客の財務情報を入力することにより、推定デフォルト率、企業偏差値、スコアなどの信用リスク指標が算出される。モデルは全業種対象、また、製造業、建設業、不動産業、卸売業、小売業、その他サービス業などの特定業種に限定したバージョン、企業の規模別に適用するモデルがある。なお「デフォルト」の定義は、3カ月以上の延滞、破たん懸念・実質破たん・破たんおよび保証協会による代位弁済である。

(*)日本リスク・データ・バンク株式会社：

3大金融グループおよび地方銀行を中心とした58行がデータを共有するデータベースコンソーシアム。貸出先である中小企業などのデフォルト先全てと、正常先に関する財務情報や顧客情報(個社名は除く)などの抽出を受け、データの精査・指標計算などを行ない、会員へ還元している。2007年10月末現在、デフォルト先約14万件、非デフォルト先約44万件のデータを保有している。

(注5) 中堅・中小企業CDOの分析手法については、2005年6月に発表した「債務者数で異なる中堅・中小企業CDOの評価手法」を参照(<http://www.r-i.co.jp/jpn/rating/st/detail/r-0506-057.pdf>)

(注6) R&Iが2007年1月31日に公表した新たな信用補完額算出アプリケーション。詳細は同日付リリース「CDO格付けの定量分析手法を改定」を参照。

(2) 中小企業金融公庫の部分保証について

裏付け資産である保証付貸付債権には、原則として元本残額、未収利息及び遅延損害金の70%について中小企業金融公庫が部分保証している。そのため保証付貸付債権の締結やその後の管理に不備がない限り、原債務者がデフォルトに陥る場合は、中小企業金融公庫が保証部分について代位弁済をする。

本件の優先受益権には中小企業金融公庫からの代位弁済金を加味されている。よって、優先受益権の格付けは、中小企業金融公庫の信用力の影響を受ける。

尚、本件の格付けにあたり、R&Iは中小企業金融公庫に対して本件の審査体制などについてヒアリングを実施した。

(3) モニタリングについて

本件の格付けのため、R&Iは保証付貸付債権プールのパフォーマンスや期中の優先受益権などを継続的にモニタリングし、優先受益権の信用補完水準が前述の信用力を維持するのに十分かを検証する。

(4) 希薄化リスクについて

本件の債務者は、一定の条件のもと期限前弁済が可能である。債務者が期限前弁済する場合、期限前弁済する元本金額に加え、期限前弁済日以降の各弁済期日に支払う予定であった利息金額も期限前弁済手数料として支払う仕組みとなっているため、基本的にネガティブキャリーは発生しない。

●お問い合わせ先 **株式会社 格付投資情報センター** ストラクチャード・ファイナンス本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

格付けは、発行体を負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務(債券やローンなど)の支払いの確実性(信用力)に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券やコマーシャルペーパーなどの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはいません。格付けは原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

また、本件の貸し出し実行に際しては、債務者は本件の借入債務を相殺することを禁止されているうえ、信託設定後速やかに民法第467条に基づく通知を債務者に行い、債務者対抗要件が具備されているため、相殺による債権の希薄化リスクは限定的である。

(5) サービスリスク

サービスの信用力が低下した場合には、所定の金額を前払いするため、サービスが破たんし、保証付貸付債権プールからの回収が正常になされなくなった場合にも1回分の交付金額は確保される仕組みとなっている。また、サービス交代に関する諸費用も手当てされている。

サービスの信用力はR&Iの格付け符号などによって判断される。具体的には発行体格付けがBBB以下となったとき、または発行体格付けを取り下げられたとき、上述の措置がとられる。

サービスが破たんした場合、回収金がサービスの一般の資産と混同され消失してしまう可能性、および、回収業務がバックアップサービスによって再開されるまで回収業務が一時的に滞るリスクがある。本案件では、上記の手続きが定められているため、このようなリスクを回避できると考えている。

また、バックアップサービスは、オリックス信託銀行が適当と判断し選任するものが行う。サービス交代については、比較的速やかにサービス業務を開始できると判断した。

(6) 保証付貸付債権の譲渡にかかる対抗要件

オリジネーターであるオリックスが信託設定した保証付貸付債権は、債権譲渡特例法に基づく譲渡登記により、第三者対抗要件を具備する。また、信託設定後速やかに民法第467条に基づく通知を債務者に行い、債務者対抗要件具備する。

【裏付け資産の内容】

裏付け資産の概要および特徴は以下のとおりである。

- (1) 債権総額 31.76 億円、債務者数 97 社である。
- (2) 債務者は全国に分布している。
- (3) 債務者の業種構成は、不動産業にやや残高が集中している。
- (4) 貸付債権の期間は約 3 年で、元本の返済方法は 2007 年 12 月から 1 カ月ごとの元金均等返済（返済回数は 36 回）となっている。
- (5) 利息は 1 カ月ごとの後取りである。
- (6) 債務者あたりの貸付金額の下限は 500 万円、上限は 1 億円である。
- (7) 債務者による相殺は禁止。
- (8) 期限前返済は原則不可であるが、やむを得ず行う場合は所定の手数料を返済元本に上乗せして支払う。
- (9) 融資を受ける中小企業は、本件融資のために設定する以下の参加要件を満たしている。
 - ① 中小企業金融公庫法第 2 条に規定する中小企業者であること。
 - ② 青色申告者であり、法人税に未納がないこと。
 - ③ 業歴 3 年以上（法人の設立登記後 3 年以上であることをいう。）の法人であること。
 - ④ 2 期連続の正常決算（2 期とも 12 カ月決算。合併などがあった場合は、期中に事業内容に大きな影響を与える合併などが無いものに限る）を有すること。
 - ⑤ 数値基準：提出を受けた直近決算の数値が、次のすべてを満たしていること。
 - イ. 経常利益を計上していること。
 - ロ. 債務超過でないこと。
 - ハ. 有利子負債月商倍率（有利子負債／平均月商）が 12 倍以内であること。ただし、有利子負債とは、短期借入金（コマーシャル・ペーパーを含む。）、長期借入金及び社債（普通社債及び新株予約権付社債）の合計をいい、今次貸付申込額を含む。
 - ニ. CRD（モデル 3）によるデフォルト確率（PD）が原則として 2.0%以下であること。

- ⑥オリックスとの与信取引歴が2年以上であること。ただし、公認会計士もしくは監査法人のいずれかの監査証明の提出を受けられる場合、または日本税理士会連合会の「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストの提出を受けられる場合等中小企業金融公庫が認める場合は、この限りではない。
- ⑦オリックスの審査と中小企業金融公庫の審査の両方を通過すること。

裏付け資産の属性分布は以下の通りである。

<融資金額別分布>

当初融資金額	債務者数	構成比	金額（百万円）	構成比
1000万円未満	6	6.2%	32	1.0%
1000万円以上2000万円未満	13	13.4%	130	4.1%
2000万円以上3000万円未満	20	20.6%	412	13.0%
3000万円以上4000万円未満	18	18.6%	548	17.3%
4000万円以上5000万円未満	6	6.2%	254	8.0%
5000万円以上6000万円未満	32	33.0%	1,600	50.4%
6000万円以上7000万円未満	-	0.0%	-	0.0%
7000万円以上8000万円未満	-	0.0%	-	0.0%
8000万円以上9000万円未満	-	0.0%	-	0.0%
9000万円以上1億円未満	-	0.0%	-	0.0%
1億円	2	2.1%	200	6.3%
合計	97	100.0%	3,176	100.0%

<原債務者の業種分布>

	債務者数	構成比	金額（百万円）	構成比
その他サービス業	14	14.4%	392	12.3%
飲食店、宿泊業	7	7.2%	218	6.9%
運輸業	3	3.1%	95	3.0%
卸売業	13	13.4%	559	17.6%
建設業	7	7.2%	185	5.8%
小売業	11	11.3%	230	7.2%
情報通信業	8	8.2%	210	6.6%
製造業	13	13.4%	442	13.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2.1%	45	1.4%
不動産業	18	18.6%	770	24.2%
教育・学習支援業	1	1.0%	30	0.9%
合計	97	100.00%	3,176	100.00%

<原債務者の売上高別分布>

売上高	債務者数	構成比	金額（百万円）	構成比
5億円以下	28	28.9%	437	13.8%
10億円以下	27	27.8%	899	28.3%
20億円以下	19	19.6%	740	23.3%
50億円以下	20	20.6%	850	26.8%
100億円以下	3	3.1%	250	7.9%
100億円超	-	0.0%	-	0.0%
合計	97	100.0%	3,176	100.0%

●お問い合わせ先 **株式会社 格付投資情報センター** ストラクチャード・ファイナンス本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

格付けは、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務（債券やローンなど）の支払いの確実性（信用力）に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券やコマーシャルペーパーなどの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはいません。格付けは原則として発行者から対価を受領して実施したものです。

＜原債務者の都道府県分布＞

都道府県	債務者数	構成比	金額(百万円)	構成比
北海道	12	12.4%	323	10.2%
青森県	2	2.1%	25	0.8%
岩手県	-	0.0%	-	0.0%
宮城県	2	2.1%	12	0.4%
秋田県	2	2.1%	70	2.2%
山形県	1	1.0%	50	1.6%
福島県	-	0.0%	-	0.0%
東京都	20	20.6%	630	19.8%
神奈川県	7	7.2%	240	7.6%
埼玉県	1	1.0%	50	1.6%
千葉県	1	1.0%	50	1.6%
茨城県	-	0.0%	-	0.0%
栃木県	-	0.0%	-	0.0%
群馬県	3	3.1%	160	5.0%
山梨県	-	0.0%	-	0.0%
新潟県	-	0.0%	-	0.0%
長野県	1	1.0%	50	1.6%
富山県	1	1.0%	50	1.6%
石川県	1	1.0%	30	0.9%
福井県	2	2.1%	90	2.8%
愛知県	1	1.0%	30	0.9%
岐阜県	-	0.0%	-	0.0%
静岡県	3	3.1%	122	3.8%
三重県	-	0.0%	-	0.0%
大阪府	5	5.2%	140	4.4%
兵庫県	7	7.2%	195	6.1%
京都府	1	1.0%	40	1.3%
滋賀県	2	2.1%	70	2.2%
奈良県	-	0.0%	-	0.0%
和歌山県	-	0.0%	-	0.0%
鳥取県	-	0.0%	-	0.0%
島根県	-	0.0%	-	0.0%
岡山県	2	2.1%	55	1.7%
広島県	2	2.1%	40	1.3%
山口県	3	3.1%	50	1.6%
徳島県	-	0.0%	-	0.0%
香川県	1	1.0%	50	1.6%
愛媛県	-	0.0%	-	0.0%
高知県	-	0.0%	-	0.0%
福岡県	9	9.3%	420	13.2%
佐賀県	-	0.0%	-	0.0%
長崎県	1	1.0%	10	0.3%
熊本県	1	1.0%	49	1.5%
大分県	1	1.0%	20	0.6%
宮崎県	-	0.0%	-	0.0%
鹿児島県	2	2.1%	55	1.7%
沖縄県	-	0.0%	-	0.0%
	97	100.0%	3,176	100.0%

●お問い合わせ先 **株式会社 格付投資情報センター** ストラクチャード・ファイナンス本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

格付けは、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務(債券やローンなど)の支払いの確実性(信用力)に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券やコマーシャルペーパーなどの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはいません。格付けは原則として発行者から対価を受領して実施したものです。

<CRD（モデル2）スコアリングモデルによるデフォルト確率分布>

デフォルト率	債務者数	構成比	金額（百万円）	構成比
0.2%以下	20	20.6%	490	15.4%
0.2%超 0.4%以下	29	29.9%	924	29.1%
0.4%超 0.6%以下	19	19.6%	692	21.8%
0.6%超 0.8%以下	9	9.3%	400	12.6%
0.8%超 1%以下	11	11.3%	320	10.1%
1%超 1.2%以下	3	3.1%	90	2.8%
1.2%超 1.4%以下	3	3.1%	150	4.7%
1.4%超 1.6%以下	1	1.0%	40	1.3%
1.6%超 1.8%以下	2	2.1%	70	2.2%
1.8%超 2%以下	-	0.0%	-	0.0%
合計	97	100.0%	3,176	100.0%

<中小企業クレジット・モデルによる1年デフォルト確率分布>

デフォルト率	債務者数	構成比	金額（百万円）	構成比
0.2%以下	11	11.3%	340	10.7%
0.2%超 0.4%以下	23	23.7%	660	20.8%
0.4%超 0.6%以下	21	21.6%	781	24.6%
0.6%超 0.8%以下	9	9.3%	243	7.7%
0.8%超 1%以下	12	12.4%	475	15.0%
1%超 1.2%以下	2	2.1%	90	2.8%
1.2%超 1.4%以下	2	2.1%	30	0.9%
1.4%超 1.6%以下	2	2.1%	80	2.5%
1.6%超 1.8%以下	10	10.3%	307	9.7%
1.8%超 2%以下	1	1.0%	30	0.9%
2%超	4	4.1%	140	4.4%
合計	97	100.0%	3,176	100.0%

●お問い合わせ先 **株式会社 格付投資情報センター** ストラクチャード・ファイナンス本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

格付けは、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務（債券やローンなど）の支払いの確実性（信用力）に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券やコマーシャルペーパーなどの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはいません。格付けは原則として発行者から対価を受領して実施したものです。